

第17回（平成28年9月6日）

○福浦総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大滝委員が御欠席でございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願い申し上げます。

○堀部委員長 ただいまから、第17回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は3つです。

議題1「関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の概要説明について」、まず、事務局から説明をお願いします。大塚調査官、お願いします。

○大塚調査官 番号法等により、健康保険組合が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合が実施する、適用、給付及び徴収関係事務については、それぞれ対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成28年8月24日付け28関ソフト健発第4442号、同日付け東実健発第163号及び同日付け東情健発第209号にて、各組合から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。

健康保険組合の全項目評価書の概要説明については、8月5日の第15回委員会において、事務局が健康保険組合から全項目評価書の内容についてヒアリングを行い、委員会にまとめて説明することとされたので、3組合の全項目評価書の概要について事務局から説明させていただきます。

○堀部委員長 お願いします。

○事務局 3組合の評価書の概要について説明させていただきます。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務は3組合共通で、加入者への保険給付や保険料徴収に適用する適用事務、加入者への給付決定を行う給付事務、保険料等の徴収に係る徴収事務とされています。

次に、特定個人情報ファイルの取扱いにおけるリスク対策について3組合共通の箇所を説明いたします。

ユーザ認証管理については、全てのシステム利用者にID、パスワードを発行し、ログイン認証を行い、共有のIDは使用しないとしています。また、系統的に制御して、アクセス権限が付与されたシステム利用者以外は、個人番号を取り扱えないとしています。

複製・ダウンロード・電子記録媒体の管理については、統合専用端末との情報授受においては、操作を行う基幹システム専用端末を限定し、最小限の職員だけが操作できるようにアクセス制御するとしています。また、複製等のファイル操作が可能な職員を最小限に限定し、複製する場合は事前に承認を得るとしています。電子記録媒体は管理簿に記載し、

保管庫に施錠保管するとしています。

インターネット等の情報系システム等からの分離については、インターネット等の外部ネットワークに接続できないように分離すると評価書に記載されています。

入手・使用については、郵送による入手には書留等を利用し、電子記録媒体で入手する場合は、パスワード設定、暗号化を行うとしています。紙媒体や電子記録媒体は、管理簿に記載し保管庫に施錠保管するとしており、また文書管理規程に従い保管・廃棄措置を行うとしています。定期的に、又は問題発生時には操作ログを確認し、点検する記載があります。

なお、関東ITソフトウェア健康保険組合は、特定個人情報ファイルを外部のデータセンターのサーバーに保管する旨の記載があります。

次に中間サーバー等についてですが、情報提供ネットワークシステムとの接続等のリスク対策は、平成28年4月承認の社会保険診療報酬支払基金の全項目評価書に記載のリスク対策が記載されています。中間サーバー等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス又は公衆回線の場合はIPSecによる暗号化した通信で行うと評価書に記載されております。システム面の措置として、インターネット接続はできないようにされております。

届出書のデータ入力業務の委託については、3つの組合の作業内容がそれぞれ異なります。

委託業務の概要ですが、関東ITソフトウェア健康保険組合は、作業の場所が委託元である組合の事務所内部で、委託先への提供は紙帳票、受領は電子記録媒体で行うとしています。

東京実業健康保険組合は、作業の場所が委託先で、委託先への提供は紙帳票、受領は電子記録媒体で行うとしています。

東京都情報サービス産業健康保険組合は、作業の場所が委託先で、委託先への提供及び受領は回線を用いて行うとしています。

3つの組合の評価書の概要は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 御説明どうもありがとうございました。

3つの健康保険組合、同じようで少しずつ異なっているようです。特に関東ITソフトウェア健康保険組合に関しては、基本的に委託作業を組合の事務所内で行い、それを外部のデータセンター内のサーバーに保存するという形になっているようですが、データセンターとの間の特定個人情報の授受等に関するリスク対策について、もう少し御説明を頂ければと思います。

○事務局 関東ITソフトウェア健康保険組合におけるデータセンターとの間の特定個人情

報の授受に係るリスク対策について資料1-1の関東ITソフトウェア健康保険組合の全項目評価書に基づき説明させていただきます。34ページをご覧ください。

まず「⑥技術的対策」といたしまして、基幹システムにおける措置の7点目では、データセンターとの情報授受において、通信内容の秘匿、盗聴防止の措置を講じた回線の利用等によりリスクを回避することが評価書に記載されております。また「⑤物理的対策」といたしましては、「データセンターのサーバ室における措置」として、IDカードによる立ち入りの制限、入退室記録管理等を行うことによりリスクを回避することが評価書に記載されております。

なお、これらのリスク対策につきましては、先日、事務局が実施したヒアリングにおいて、評価書の記載どおりに実施することを確認済みであることを申し添えます。

以上です。

○堀部委員長 加藤委員、よろしいですか。

○加藤委員 はい。ありがとうございました。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

では、宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございました。

関東ITソフトウェア健康保険組合及び東京実業健康保険組合につきましては、届出書のデータ入力業務を委託することになっておりますが、この委託に係るリスク対策について、今一度、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

特に、この2つの組合については、委託先との特定個人情報の授受を紙媒体及び電子記録媒体で行うということですので、それぞれリスク対策の説明をお願いいたします。

○事務局 関東ITソフトウェア健康保険組合と東京実業健康保険組合の委託のリスク対策について御質問を頂きましたが、まず3つの組合に共通する委託業務に関するリスク対策について、資料1-1の関東ITソフトウェア健康保険組合の全項目評価書に沿って説明させていただきます。

まず、28ページの上段、「情報保護管理体制の確認」をご覧ください。委託先の情報保護管理体制の確認について、委託先を選定するに当たり、プライバシーマーク、ISMS、ISO9000等の認証取得をしているなど、情報保護管理について十分な体制である委託先を選定するとともに、委託を行う前に委託先のセキュリティ設備、作業環境等を確認することが評価書に記載されております。

また、29ページの中段、「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」をご覧ください。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定といたしまして、特定個人情報ファイル取扱場所の限定と明確化、特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化、特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去等が評価書に記載されております。

以上のリスク対策につきましては、3つの組合に共通して評価書に記載されております。  
続いて、関東ITソフトウェア健康保険組合独自のリスク対策を説明いたします。

まず、届出書のデータ入力業務の委託の特徴ですが、委託作業の場所が組合の事務所内部にあること、委託先への提供手段が紙帳票であること、委託先からの受領手段が電子記録媒体であることが挙げられます。

引き続き、28ページ、下段の「特定個人情報の提供ルール」、「委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」をご覧ください。

こちらの1点目で、紙媒体のリスク対策として、組合と委託先間において入力する書類の提供・返却を行う際には、書類の種類や枚数を受渡伝票と管理簿で確認することが評価書に記載されております。また、2点目で、電子記録媒体のリスク対策として、委託先で入力されたデータを保存した電子記録媒体を組合で引き取る際には、電子記録媒体に組合で認証した暗号化、パスワード設定を行うことが評価書に記載されております。

続いて、東京実業健康保険組合独自のリスク対策を説明いたします。

まず、届出書のデータ入力業務の委託の特徴ですが、委託作業の場所が委託先であること、委託先への提供手段が紙帳票であること、委託先からの受領手段が電子記録媒体であることが挙げられます。

資料1-2の東京実業健康保険組合の全項目評価書28ページ、上段の「委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」をご覧ください。

「委託先事業所で行う委託業務における措置（取りまとめ機関以外の委託先）」の1点目及び2点目で、紙及び電子記録媒体共通のリスク対策として、組合と委託先間において特定個人情報の提供・返却を行う際には、授受伝票と管理簿に記録し、その都度点検し、双方で一定期間保存すること、また、施錠可能なケースに格納した上で搬送することが評価書に記載されております。また、3点目で、電子記録媒体のリスク対策として、電子記録媒体で提供・返却を行う際には、電子記録媒体に組合で認証した暗号化、パスワード設定を行うことが評価書に記載されております。

なお、両組合のリスク対策につきましては、先日、事務局が実施したヒアリングにおいて、評価書の記載どおりにリスク対策を実施することを確認していることを申し添えます。

以上です。

○堀部委員長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 3つの組合の中で、東京都情報サービス産業健康保険組合の届出書のデータ入力業務については委託先で行うということですが、それらの特定個人情報の授受については回線を用いて提供と受領をすることでした。これに対するリスク対策について少し詳しく説明していただけますか。

○事務局 東京都情報サービス産業健康保険組合に特有の委託に係るリスク対策について、説明させていただきます。

まず、届出書のデータ入力業務の委託の特徴ですが、委託作業の場所が委託先であること、委託先との授受に回線を用いることが挙げられます。資料1-3の東京都情報産業サービス健康保険組合の全項目評価書の33ページ、「委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法」をご覧ください。特定個人情報の提供ルールといたしまして、「委託先事業所で行う委託業務における措置（取りまとめ機関以外の委託先）」の1点目に、特定個人情報を含む情報をネットワークを介して提供する場合は、暗号化を行いVPN等の回線を使用する等、安全な方法で委託先へ送信することが評価書に記載されております。

以上のリスク対策につきましては、先日、事務局が実施したヒアリングにおいて、評価書の記載どおりに実施することを確認済みであることを申し添えます。

以上です。

○堀部委員長 よろしいですか。

○手塚委員 はい。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

私からは質問というよりも、要望を3組合に伝えていただきたいと思います。

これまでの説明及び委員からの質問に対する回答で、リスク対策についてかなり明確になってまいりましたが、これらにつきましては、特定個人情報保護評価書に記載されているとおりに、確実に実行する必要がありますので、その旨、お伝えいただきたいと思います。

また、特定個人情報保護評価書に記載されているリスク対策につきましては、各業務に従事する担当者がリスク対策を十分理解していなければなりません。実務に即した教育・研修を確実に実施する必要がありますし、それぞれの委託内容に応じて委託先を適切に監督することも必要です。

そうしたことが必要であるということを、3組合に伝えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○大塚調査官 はい。分かりました。

○堀部委員長 これらの特定個人情報保護評価書につきましては、各委員に事前に見ていただいておりますし、事務局から説明があり内容が明確になってきましたので、これらの評価書につきまして、本日の説明内容を踏まえ審査を進めていくことといたします。

議題1については終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に議題2、「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案について」です。8月5日の委員会におきまして「基本方針の見直し方針」を議論しましたが、その際、各委員からそれぞれ意見表明がありました。その内容を踏まえまして、一部変更案を作成しております。これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしくお願いたします。

個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案につきまして、説明をさせていただきます

す。本日の資料につきましては、資料2-1から資料2-3まで3つ資料がございまして、資料2-1が概要資料、資料2-2が目次の新旧対照表、資料2-3が本文の新旧対照表になっております。

まずは、資料2-1の概要資料に基づいて説明をさせていただきます。

「1. 基本方針の見直し方針」ということで記載しておりますけれども、8月5日に開催しました第15回個人情報保護委員会において御議論を頂いた内容を改めて書かせていただいております。

1つ目、明確かつ簡潔な記述に努めること。2つ目、法改正事項のほか、状況の変化を踏まえ、記述を更新すること。3つ目、監督権限の一元化や委員会の独立性に鑑みまして、示すべき内容を整理すること。4つ目としまして、歴史的な経緯に関する記述を整理することとさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。今、説明しました4つの見直しの方針、それから、第15回委員会での各委員の御意見を踏まえまして一部変更案を作成しておりますけれども、記述を変更している内容は主に以下のA～Eの5つに集約されます。

まずAですけれども、法改正の内容を反映するもの。Bにつきましては、個人情報をめぐる状況の変化を踏まえ、記述を見直しているもの。Cとしては、情報セキュリティ対策の重要性を新たに追加しているもの。Dとしまして、国際的な政策の方向性を記述しているもの。Eとしまして、監督権限の一元化や委員会の独立性に鑑み、委員会の活動に関する記述を整理するという5つの点に集約されます。

下の※のところ、資料2-3の新旧対照表において、と記載しておりますけれども、資料2-3の新旧対照表をご覧くださいと、記述を変更している箇所を色分けしてマーカーを付してございまして、このAからEまでのそれぞれに対応して記述を変更している箇所が分かるように色分けで表示をさせていただいております。

それでは、資料2-3、本文の新旧対照表に基づきまして、具体的に變更している箇所につきまして説明をさせていただきます。資料2-3については、左に今回の一部変更案、真ん中に現行の内容、右に備考ということで、記述を變更した理由などを記載しております。

まず1ページ目で、黄色いマーカーのところでございます。基本方針を作成する目的の記載がございまして、現行では個人情報の保護に万全を期すためということになっておりましたが、現在の個人情報をめぐる状況や法改正の趣旨を踏まえまして、個人情報の保護だけではなく、適正かつ効果的な活用に配慮するという法第1条の目的規定を引用した上で、その目的を実現するためという形に書き換えてございます。

また、1ページ目の一番下のところですが「この基本方針に則して、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進」と記載を追加してございまして、保護だけではなく適正かつ効果的な活用も促進する。そのバランスを見ながら施策を推進することと、この冒頭部分だけではなくて、これ以降、様々な部分で保護だけではなく活用の要素

についても盛り込んでございます。

2 ページ目をご覧くださいまして、1(1)の記載でございます。現行の記載ですと「(1) 法制定・改正の背景」ということで、個人情報保護法が制定された当時の背景ですとか、昨年改正された背景を記載してございますけれども、こちらについては現在の個人情報をめぐる状況ということに全面的に書き換えてございます。一部変更案の文章は、個人情報保護法改正案の基となっております「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の文章をベースに記載をさせていただいております。

5 ページでございます。「② いわゆる『過剰反応』を踏まえた取組」というタイトルを書き換えまして「② 法の正しい理解を促進するための取組」という記載にしてございます。この「過剰反応」という言葉ですけれども、法が制定された当初、本来、法律上認められるにもかかわらず、法が正しく理解されないために、例えば、名簿の作成を取りやめたりするなどの事態がありました。法制定から10年以上経過しておりますし、今後推進していく施策を示す基本方針においては、「法の正しい理解を促進するための取組」という形に書き換えさせていただければと思っております。

また、この5 ページの一番下のところの「その際」というところで黄色いマーカーが引いてございますけれども、今回、改正法が施行されることによって個人情報を取り扱う件数が少ない事業者が新たに法の適用対象になりますので、そういった事業者に対してはより丁寧な広報活動を行うということを書いてございます。

続きまして、7 ページの緑のマーカーが入っているところでございます。こちらは国際的な協調ということで、現行では、OECDプライバシーガイドライン等も触れておりましたけれども、現在の状況に書き換えてございます。個人情報を含むデータの国境を超えた流通が増えておまして、様々な国際的な枠組みが構築されています、という状況を説明した上で、国際的な協調を図るとともに、法制度の理解を求めていくということを書いてございます。

こちらでは基本的な事項ということで書いておりますが、具体的な取組につきましては14ページをご覧くださいいただければと思います。こちらは、目次2の国が講ずべき措置の中の一つの項目でございますが「(4) 個人情報の保護及び円滑な流通を確保するための国際的な取組」ということで記載を変えてございまして、7月29日の第14回委員会で決定されました「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」に書いてございます文章を記載している形になってございます。

少しお戻りいただきまして、8 ページをご覧くださいいただければと思います。「(4) 情報セキュリティ対策の取組」を新たに追加してございますけれども、近年、サイバー攻撃等の脅威が増大していることに鑑みまして、情報セキュリティ対策に取り組むことが重要であるということに記載してございます。

9 ページでございます。こちらは行政機関個人情報保護法に関する記載部分です。今年の5月に行政機関個人情報保護法が改正されまして「非識別加工情報」という新たな制度

が導入されましたので、それについての記載を黄色いマーカーの部分で追加してごさいます。

次の「(2) 事業者の保有する個人情報の保護の推進」で、こちらは現行の目次の構成を大幅に見直してごさいますので、一度、資料2-2の目次の新旧対照表をご覧いただければと思います。

1ページの真ん中辺りですけれども、目次2の国が講ずべき措置というところで、現行の目次をご覧いただきますと(2)から(4)までが民間事業者の保有する個人情報に関する施策ということで書いてごさいましたが、主務大臣の監督権限が当委員会に一元化されることに伴いまして、(2)②~④と(3)②につきましては削除される内容でごさいます。残った項目を入れ替えまして、一部変更案の目次としておりますが、(2)は、「①個人情報の保護の推進に関する施策」「② 個別の事案への対応」「③ 広報・啓発、情報提供等に関する方針」とし、(3)は、「個人情報保護委員会の活動状況等の公表」ということで目次の構成を見直してごさいます。

それでは、資料2-3の本文の新旧対照表にお戻りいただきまして、まず9ページをご覧いただければと存じます。「① 個人情報の保護の推進に関する施策」というところでごさいますけれども、10ページの第2段落のところですが、委員会が全ての分野に適用される共通ガイドラインを策定することですとか、認定個人情報保護団体の指針の策定に対する情報提供などを行うということを書いてごさいます。

続いて、「② 個別の事案への対応」ですけれども、第1段落では個別の事案が発生した場合に、委員会が対応を行うということを書いた上で、第2段落、第3段落では、報告徴収及び立入検査の権限の委任を含めまして、事業所管大臣との連携を行う旨を記載してごさいます。

また、12ページの一番下あたりに「③ 広報・啓発、情報提供等に関する方針」ということで、事業者や国民に対する広報・啓発に取り組むということを書いてごさいます。

また、13ページの一番下「(3) 個人情報保護委員会の活動状況等の公表」については従来、消費者庁が施行状況調査を公表しておりまして、その内容としましては、各主務大臣が監督権限を行使した件数ですとか、情報漏えいの事案の件数などが記載されていましたが、そういったものについては、改正法の全面施行後は基本的に委員会の活動状況の中に含まれるということですので「委員会の活動状況等の公表」ということに書き換えてごさいます。

15ページをご覧いただければと思います。こちらは地方公共団体に関する記載でごさいます。黄色いマーカーのところ、条例の制定又は見直しに当たって留意する事項ということで、現行の基本方針の中では、例えば、事務の特性に配慮した対象機関の在り方ですとか、そういったものに留意するということを書いてごさいましたけれども、今年5月に行政機関個人情報保護法が改正された主な内容3点としまして、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報、この3点に書き換えさせていただいておりま

す。

また、次の段落のところで、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に情報の提供を行うなど、支援をしていくということを書いてございまして、こちらは今年、既に閣議決定されております「日本再興戦略2016」の中でも同様の記載がございまして。

19ページ、こちらは独立行政法人等個人情報保護法に関する記載でございますけれども、先ほど説明いたしました行政機関個人情報保護法の部分と同じで、非識別加工情報に関する記載を新たに追加してございます。

20ページ、こちらは目次6の「(1) 個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報に関する事項」でございます。現行の基本方針では①～⑤ということでかなり詳細に記載がございましたが、こちらは、本来、基本的にガイドライン等で示すべき項目ではないかと考えております。従来は主務大臣制の下、各主務大臣の監督のバラつきを防ぐために基本方針の中で一定の基軸を示す必要がございましたけれども、改正法全面施行後は、それが不要になりますので、こういった記載については削除しております。

23ページ、(2) で匿名加工情報に関する事項というところで、作成・利用する「個人情報取扱事業者」、また、それを受け取って利用する「匿名加工情報取扱事業者」が取り扱う匿名加工情報に関する事項ということで書いてございまして、法改正によって、このような制度が導入された趣旨を踏まえて、積極的な活用が期待されるということを書いた上で、消費者の安心感・信頼感を得られるよう、自主的な取組を実施するということを書いてございます。

「(3) 認定個人情報保護団体に関する事項」で、こちらは第11回の委員会で御議論を頂いた、認定団体に期待される役割の内容を反映してございまして、例えば23ページの一番下の黄色いマーカーで、次のページに続きますけれども、法改正によって、個人情報保護指針を策定し、それが公表されたときは、指導、勧告等の措置をとることが義務付けられたことを記述してございます。

②についても同様に、指針等の策定・見直しに関して、まず法改正事項としまして、黄色いマーカーですけれども、「消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いた上で」という文言を追加してございます。

また、水色のマーカーのところで、その際、保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められますということに記載しているほか、特に匿名加工情報に関しては適切な取扱いを定める指針等を策定することが望まれますということを書いてございます。

25ページ以降、苦情処理に関する取組について、様々な主体の取り組むべき事項が順番に書いてあるところでございますが、「(5) 個人情報保護委員会における取組」について、28ページに記載しております。改正法の全面施行後は、委員会自ら苦情のあっせんを行いますけれども、それ以外にも苦情相談機関等に対して助言・対応等の協力を行うとい

うことを書いてございます。

最後、目次8のその他の事項ということで、従来は情報収集、調査研究を行うということが書いてございましたけれども、改正法の附則第12条の見直し規定の内容に書き換えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 冒頭、委員長から、8月5日の委員会での方針を議論した結果に基づきという話が出たかと思いますが、それぞれの委員の皆さんから、それぞれの視点で非常に貴重な意見が出たかと思います。

今回そちらのほうをもう一度、私の方でも見ながら今回検討させていただきましたが、論点の内容が適切にそれぞれ反映されているのかなと思いました。非常に良かったかなと思っております。

もう一つですが、特に、個人情報に関する国際的な取組を推進していくというスタンスを明確にこちらにうたったということが、今後これで閣議決定されれば対外的に、もちろん外にもですし、国内的に大きな意義があるかなと思っております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 大変よくまとめていただきまして、ありがとうございます。

特に委員会の活動として、現行の基本方針にもあったのですが、周知・広報活動、それから、認定個人情報保護団体への様々な支援ということも明確に書いてございまして、その点もかなりなすべきことが分かりやすくなっていると思います。一方では法の対象となる事業体の数が増えて、その理解の度合いも多様だと思しますので、広報活動に力を入れていかなければいけないと思います。絵に描いた餅になってしまっただけではいけませんので、平成29年度のそれなりの予算措置とか人員の確保についてもきちんと根拠のある要求をしていくことが重要であると思います。

○堀部委員長 他に、いかがでしょうか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 この一部変更は、改正法第1条の法の目的の実現のために、これからの具体策・取組を明瞭に示しているものだと評価をしています。その意味でも、現行の「過剰反応」という部分を「法の正しい理解を促進する」に書き換えたことは、事実それが求められるし、それしか方法がないという意味で非常に前向きであって、的確であって、今後の取組を示す上でとても有用と考えております。

また、さらに言えば、利活用とのバランスを見つつ、消費者の個人情報を適切に保護するために認定個人情報保護団体、苦情相談機関との連携を図ることはとても重要であると、

ここに示したとおりだと思っておりますので、これも非常によろしいと考えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 私は、地方公共団体の関係について一言申し上げたいと思います。

地方公共団体関係は、基本的には従来と変わっていないけれども、実際に法制度が大きく変わって、地方公共団体がどういう具合に対応していくかというところで、実際に運用していくときにワンクッションあるということをよく理解しておいていただいで対応していかなければと思います。

特に関係機関に、例えば地方公共団体については総務省が所管をして、いろいろな指導・助言も行っていますので、総務省との連携、他の機関もあるのですが、連携しながら効果的に、法制度の趣旨が実現できるようにより工夫していただければと思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

この議題について、議論を始める前に申し上げましたが、8月5日の委員会で「基本方針の見直し方針」を議論いたしまして、各委員から出されました意見の方向に沿ってまとめています。

前から申し上げていますように、この基本方針につきましては、今日の資料2-3の1ページ目にありますように、当初、平成16年4月2日に閣議決定されました。

その1年ぐらい前の平成15年5月に個人情報保護に関する法律が成立しましたので、その後、当時の国民生活審議会個人情報保護部会で基本方針案をどうするかということの検討を始めました。当初の個人情報保護法第7条第3項では、内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない、となっていましたので、国民生活審議会個人情報保護部会で「個人情報保護法の基本方針の策定に当たって」ということで、私から平成15年10月22日に基本的な考え方について報告したことがあります。平成21年に消費者委員会ができるからは、国民生活審議会が消費者委員会になりましたが、改正個人情報保護法では、内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない、となりまして、当委員会が基本方針案を作成します。それにも関わることになりましたことは、私にとりましては大変貴重な経験でもあります。今回、こういう形で的確にまとめることができたことにつきまして、改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、これを一部変更案といたしましてパブリックコメントを実施し、その御意見を踏まえて、更に検討を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に議題3「その他」です。

以前に全国健康保険協会から全項目評価書が提出されて、承認しました全項目評価書の公表につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 全国健康保険協会が作成しました「全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書」につきましては、8月5日に開催されました第15回委員会において承認いただき、あわせて全項目評価書のVI、「評価実施手続」の4の「②個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項も決定いただきました。その後、8月8日に全国健康保険協会から当該欄への記載事項を記載した評価書の提出があり、事務局にて確認しましたところ、委員会において決定いただいた内容が適切に反映されておりました。

また、「全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書」は、8月8日付けで当委員会のマイナンバー保護評価WEB及び評価実施機関のホームページに掲載されました。

今回の公表をもって、全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務について、全項目評価に必要な全ての手続を終了したことになりますので、報告いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問があればお出してください。よろしいでしょうか。

本日の議題は以上です。

会議の資料につきましては、資料1-1から資料1-3までの評価書については、これから承認の手続が入りますので、承認された後に、資料2-1から資料2-3までについては、パブリックコメントの開始日に委員会のホームページで公表することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は以上で閉会といたします。今後の予定につきまして、福浦総務課長からお願いいたします。

○福浦総務課長 次回は9月16日金曜日の10時半から、この会議室で行う予定でございます。

資料については、ただいまの御決定どおりに取り扱いたいと思っております。

本日は、誠にありがとうございました。

○堀部委員長 どうもありがとうございました。